いばらきイルミフェスタ・イルミネーション設置事業に係る
公募型プロポーザル審査実施要項

1　業務概要

(1) 目的

いばらきイルミフェスタ・イルミネーション設置業務は、ＪＲ茨木駅前及び阪急茨木市駅前、元茨木川緑地（高橋周辺）等をイルミネーションで装飾することでにぎわいを創り出し、もって誘客と商業等の活性化を図るとともに、まちへの愛着・誇りを育み、住みたい、住み続けたいまちの形成に寄与することを目的とする。

なお、本業務については、イルミネーションの設計をはじめ、高度な専門性、技術力、創造性等が重視されることから、公募型プロポーザル方式で事業者を選定する。

(2) 業務名

いばらきイルミフェスタ・イルミネーション設置業務

(3) 業務内容

「いばらきイルミフェスタ・イルミネーション設置業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和 2 年 2 月 28 日（金）まで
点灯期間は令和元年 11 月 29 日（金）～令和 2 年 1 月 26 日（日）予定
点灯時間は 17：00～24：00
※点灯時間については電力事情等により変更の可能性有り。
※受託者は点灯期間終了後すみやかに撤去作業を完了し報告書を提出すること。

2　見積限度額

１３，０００，０００円（税込）
なお、提案額（参考見積額）が、見積限度額を超過した場合は失格とする。
※契約締結後、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）等の改正によって消費税等額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約をなんら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払う。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等相当額に変動が生じない場合は、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

3　審査参加資格

下記のいずれにもあてはまることを要件とする。

(1) 茨木市の入札参加資格者名簿に登載されている者については、茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成 23 年 4 月 7 日実施）及び茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成 23 年 4 月 7 日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 9 年 4 月 1 日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
(2) 受託者、再委託者、その取引先に暴力団関係者が在籍・関与していないこと。
(3) 過去に、同種（本事業と同規模程度のイルミネーション事業）の実施実績を有していること。
(4) 法人であること。
(5) 事前説明会に参加すること。
(6) その他、実行委員会が不適当と認める事項のないこと。

4　参加申込方法・参加資格審査について

(1) 審査・事前説明会参加申込方法

①参加申込書類（必要部数は各１部）
・参加申込書（様式１）
・業務実績調書（様式２）※業務内容が分かるパンフレットや写真等資料を添付
・業務実施体制調書（様式３）
・納税に関する誓約書（様式４）
・茨木市暴力団排除条例に関する誓約書（様式５）
・会社概要
・登記簿謄本（履歴事項証明）の写し※申込日前３ヶ月以内に取得したもの
・確定申告書の控えの写し

②提出方法：事務局への郵送または持参により提出のこと。
③提出期間：令和元年 6 月 10 日（月）～6 月 28 日（金）
④提出先：〒567-0882
茨木市元町２－９　フレックス茨木３Ｆ
いばらきイルミフェスタ実行委員会事務局　眞島・吉田　宛
※持参の場合 10：00～17：00（土日祝日を除く）
※持参の場合、必ず事前に連絡をすること。（TEL：072-646-9761）

(2) 参加資格審査について

参加資格審査（実施日：7 月 1 日（月））
上記申込書類による参加資格審査を実施し、参加資格が認められない場合のみ、7 月 2 日（火）までに、事務局から電話及び書面にて結果通知を行う。

5　事前説明会について

(1)日　時：令和元年 7 月 3 日（水）13：30～
(2)場　所：茨木市内会議室（※詳細については、応募業者に別途通知する）

(3)その他：質問事項等については説明会終了後から７月 18 日（木）までに、事務局（Ｅメール:ibaraki.akari@gmail.com）にて個別に受付を行う。この質問及び回答は、必要に応じ、審査参加者全員に情報提供する。

6　企画提案書等の作成及び提出について

(1) 企画提案書類

（ア）受託希望金額提案書（様式６）　1 部

※この様式は受託希望の金額（参考見積価格）を記入すること。なお、最終受託候補者については提案内容の調整を行った後、改めて見積を徴収する。

※別紙にて見積書を提出すること（資材の数量等の内訳を詳細に記載すること）。

（イ）担当者経歴等（様式７）　10 部

（ウ）イルミネーション業務実績報告書（様式８）　10 部

（エ）業務への取り組み姿勢（様式９－１～９－４）　10 部

（オ）イルミネーション取付体制図（様式 10）10 部

（カ）イメージ図（様式なし）Ａ３サイズ横　10 部

（キ）計画図（様式なし）Ａ３サイズ横　10 部

・使用部材の数量（具体的な球数）を明記し配置位置が分かるようにすること。数量が見積明細書と一致することが条件。

※(ア)様式６以外には、企画提案審査参加企業名を入れないこと。※取引先名は標記可。

※(イ)～(オ)を順に並べたものを１セットとして、10 部作成。(カ)(キ)も１セットとして 10 部作成すること。

※すべての書類は左端に２点パンチ穴を開け、１セットごとにダブルクリップ等で留めること。（ファイルに綴じこまないこと。）

※パワーポイント等を用いてプレゼンテーションする場合、事前に事務局に連絡をし、許可を得ること。（機種によっては対応できない場合もあり得る。）

(2) 提出方法

実行委員会事務局への**持参により**提出のこと。

(3) 提出期間

令和元年７月４日(木)～7 月 31 日(水)（必着）10:00～17：00（土日祝日を除く）

※持参の場合、必ず事前に連絡をすること。（TEL：072-646-9761）

7　審査方法

(1) 書類審査（事務局審査）

実施体制及び見積金額について審査基準（別紙）に基づいて審査する。

(2)プレゼンテーション及びヒアリングによる審査（委員審査）

日　時：令和元年８月８日（木）

※各業者の入室時間については別途通知する

場　所：茨木市役所本館６階第２会議室

企画提案書に基づきプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施し、書類審査（事務局審査）との合計で最も優れた提案者を候補者として決定するものとする。

※プレゼンテーションは、１者ずつの呼び込み方式とし、１者の持ち時間は、説明20分、質疑応答15分の計35分とする。なお、参加者数によって１者の持ち時間は変更になる場合がある。

(3) 審査基準・配点

別紙のとおり書類審査（事務局審査）180点、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査（委員審査）520点の合計700点で審査を行う。

(4) 結果通知

８月９日（金）以降に、プレゼンテーション審査参加者全員に書面（様式11）で通知する。

(5)候補者の決定

候補者は、審査基準（別紙）に基づき、次の方法により決定する。

① 書類審査（事務局審査）とプレゼンテーション及びヒアリングによる審査（委員審査）の審査結果により、評価点の合計が最高点の提案者を候補者とする。

② 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、提案額が最も安価な提案者を候補者とする。

③ 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額の場合、くじにより候補者を決定する。

④ 提案者が１者のみとなった場合は、審査を行い評価点が420点以上であった場合に候補者とする。

(6) 候補者との契約締結協議

首位となった受託候補者と、提出された企画提案の内容をもとに、業務の履行に必要な履行条件などの協議を行う。なお、必要に応じて企画提案の内容の調整を求めることがある。受託候補者との調整が整わなかったときは、あらためて次点者と上記の手続きを進める。

８　日程（予定）

参加申込期間	令和元年６月10日（月）～６月28日（金）
参加資格審査	令和元年７月 １日（月）
事前説明会	令和元年７月 ３日（水）
質問受付期間	令和元年７月 ４日（木）～７月18日（木）
企画提案書等受付締切	令和元年７月31日（水）

プレゼンテーション審査　　令和元年８月８日（木）
結果通知・受託候補者との交渉　令和元年８月下旬
契約締結・業務開始　　令和元年９月上旬

９　失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 受託希望金額に消費税を加算した金額が、本業務の見積限度額を超えた場合。
(2) 提案書の提出期限、作成形式及び記載上の留意事項等、示された要件に適合しない場合。
(3) あらかじめ連絡した審査会の時刻に出席しなかった場合。
(4) 審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合。

10　情報提供

候補者の選定結果等については、ホームページ等を活用し、情報提供を行う。

11　その他留意事項

(1) 提出期限以降に書類の差し替えや再提出は認められません。ただし、実行委員会から提出書類について必要な補正を求める場合は、この限りではありません。
(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。
(3) 提出書類は返却不可とする。また、知的財産であるため公開も不可とする。
(4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
(5) 本委託業務の一部（電気工事、印刷業務等）を再委託する場合は、事前に実行委員会へ書面（様式 12）で届け出て承認を得ること。ただし、業務全般の再委託は認めない。
(6) 審査参加者は、本要項に明記されていない事項、あるいは記載事項の細部については、実行委員会事務局の指示に従うこと。

12　いばらきイルミフェスタ実行委員会事務局

茨木市元町２－９　フレックス茨木３Ｆ
TEL：072-646-9761　FAX：072-646-9762　　眞島・吉田
MAIL：ibaraki.akari@gmail.com